

## 第2章 相手国からの了承取付け

### 1. 契約締結の前提条件

草の根技術協力事業は、政府開発援助（ODA）の一環として相手国内で事業を実施するものであることから、相手国からの事業実施の了承取付けが必要となります。加えて、相手国内でのNGO登録が必要となる場合があります。

これらは、実施団体と業務委託契約を締結する前提条件となるため、案件採択後、速やかな対応が必要です。

相手国からの了承取付けの方法は事業実施国毎に異なるため、まずは以下のJICAウェブサイト（相手国政府からの了承取付け・NGO登録について）において、事業実施国における必要な措置を確認願います。ただし、ウェブサイト掲載の情報が最新ではないこともありますので、必ずJICA国内機関と相談しながら手続きを進めてください。

<http://www.jica.go.jp/partner/kusanone/entry.html>

なお、案件採択後、相手国からの了承取付け、NGO登録を行う過程で、現地への渡航や国内の打合せ等に伴い発生する経費については、JICAとして負担できませんので、予めご承知おき願います。

### 2. NGO登録

#### (1) NGO登録とは？

多くの国では、その国でNGO等の団体が活動するに当たり、法律や政令に基づき、登録や認証を行う必要があります。このNGO登録は国によって制度が異なりますが、主に相手国政府が外国NGOの活動を把握すること、外国NGOの活動と政府の活動との整合性を確保すること、外国NGOが活動しやすい仕組みを提供すること等を目的としています。

案件採択後、事業実施国のNGO登録取扱いについては、JICAウェブサイトを確認の上、JICA国内機関と相談しながら、必要な対応を実施団体自ら行ってください。既にNGO登録を済ませている実施団体はその旨、JICA国内機関へご連絡下さい。

#### (2) NGO登録の種類

NGO登録としては、主に以下の2つの方法があります。

##### 1) 登録制度

NGO担当省庁に対して必要書類を提出し、その国での活動等の承認を得る登録制度です。国によっては閣議決定が必要な場合もあり、登録に時間を要する場合があります。

##### 2) NGO担当省庁、当該分野を担当する省庁等との合意形成

実施団体と相手国担当省庁等との間で、実施団体のその国での活動等について覚書（MOU: Memorandum of Understanding）等の文書を交換することが必要な国もあります。

### 3. 案件実施に関する相手国からの了承取付け

草の根技術協力事業実施に係る相手国からの了承取付け方法については、予め我が国政府と相手国政府との協議によって定められており、原則として、JICA 在外事務所や日本国大使館が主体となって実施します。

具体的には、主に以下の方法によることとなります。事業実施国における具体的な了承取付け手続きについては、JICA 国内機関と実施団体が相談しながら進めることとなります。

なお、採択案件については、原則として結果通知から1年以内に契約を締結し、事業を実施する必要があります。特段の理由なく、1年以内に実施に至らない場合は、採択取消しとなります。また、やむを得ない事情があった場合でも、2年以内に実施に至らない場合は採択取消しとなりますので、予めご了承ください。

#### (1) 合意文書（会議議事録：ミニッツ）の署名・交換

JICA 在外事務所と実施団体及び相手国実施機関（カウンターパート。以下「C/P」とします。）（または関係省庁、援助窓口機関など）との間で合意文書（会議議事録＝M/M: Minutes of Meeting）を締結する方法です。書類作成からミニッツ締結に至るまでに、国によっては数か月～1年を要することもあります。

標準的な手続きは以下のとおりとなります。

- 1) 合意文書（ミニッツ）本文の原案（雛型はJICA ウェブサイト参照）はJICA 側が用意し、実施団体と協議します。合意文書に添付すべき書類（Project Outline、PDM等）を実施団体に作成いただきます。
- 2) 本文と添付文書をJICA 国内機関からJICA 在外事務所へ送付します。在外事務所は必要に応じて文案を修正し、C/P等と協議の上、署名を行います。
- 3) 実施団体の代表者の署名も必要となる場合は、署名頂いた合意文書を本邦から送付したり、実際に現地へ出張して頂く等の方法で署名頂きます。

ただし、国によっては、実施団体が主体的に合意文書の作成・署名取付等を行う必要があるため、詳細はJICA 国内機関に確認してください。

#### (2) JICA 在外事務所からの通知文書の発出

JICA 在外事務所からC/P（または関係省庁、援助窓口機関など）に対して、事業の実施を文書により一方的に通知する方法です。国によってはC/P等から、No Objection Letter（異議なしを表明する文書）等の取付け手続きを踏む場合もあり、(1)の会議議事録（ミニッツ）と比較すると迅速かつ簡素な方法で、数日から2週間程度で手続きを了します。

標準的な手続きは、上述の合意文書の流れと同じです。

#### (3) 日本国大使館からの通知文書の発出

事業実施国の日本国大使館から相手国援助窓口機関などに対して政府間の正式文書（口上書）により、案件の実施について簡潔に通報する方法です。数週間から数か月程度要します。

標準的な手続きは以下のとおりとなります。

- 1) 事業実施国の日本国大使館から相手国政府に対して発出する通知文書に添付すべき書類を実施団体に作成いただきます。
- 2) JICA は外務省に対して通知文書の発出を依頼します。この依頼を受けて日本

国大使館が先方政府へ通知文書を発出します。

- 3) 外務省から JICA へ結果が通知され、JICA 国内機関から実施団体に連絡します。

#### (4) 国際約束の締結

国際協力機構法の規定により、草の根技術協力事業の実施について国際約束の締結は必要とされていませんが、相手国政府の意向により国際約束の締結が必要な場合があります。その場合、日本国大使館と相手国援助窓口機関などとの間で、政府間の正式文書（口上書）を交換することによって国際約束を締結します。比較的時間を要する方法で、半年程度から、場合によっては2年近くを要します。

標準的な手続きは以下のとおりとなります。

- 1) 国際約束を形成する口上書に添付すべき書類を実施団体に作成いただきます。添付文書は国によって異なりますので、詳細は JICA 国内機関からお知らせします。
- 2) JICA は外務省に対して国際約束の締結を依頼します。この依頼を受けて、日本国大使館が先方政府と国際約束を締結（口上書の交換）を行います。
- 3) 外務省から JICA へ結果が通知され、JICA 国内機関から実施団体に連絡します。
- 4) 国際約束の締結後、更に実施機関レベル（JICA 在外事務所、実施団体及び C/P 等）の間で合意文書の署名・交換が必要な場合があります。

#### 【相手国実施機関（カウンターパート「C/P」）とは】

草の根技術協力事業における相手国実施機関（カウンターパート）とは、日本側実施団体とともに対象地域の受益者の生活向上に資する支援・活動を実施している、共同事業者としての役割が期待されている機関です。団体と協働で案件進捗管理・評価を行います。共同事業者としての役割を果たしつつ、プロジェクト活動を通じ、相手国実施機関自身の能力向上も行なう場合があります。

